

監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成27年6月12日

新潟県監査委員 野上信子
新潟県監査委員 榆井辰雄
新潟県監査委員 佐藤卓之
新潟県監査委員 田宮強志

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

新潟市中央区東中通一番町86番地51新潟東中通ビル3階新潟中央法律事務所内
新潟市民オンブズマン 代表者 谷 正比呂

2 請求の要旨

- (1) 新潟県は、平成10年5月21日、協同組合新発田商業開発との間で、新潟県が協同組合新発田商業開発に、中小企業高度化資金11億9,645万2,000円を貸し付ける契約を締結し、これを貸し付けた。
- (2) 償還条件は、平成15年9月30日から平成29年9月30日まで、毎年30日限り、各7,977万円を返済するというものであった。

なお、契約書においては、償還期限までに貸付金を返還しない場合、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じて延滞した金額に年10.75パーセントの割合による違約金を支払うことが約されている。

- (3) 上記償還条件に従うと、平成21年12月7日時点で、 $7 \times 7,977\text{万円} = 5\text{億}5,839\text{万円}$ が返済されているはずである。

ところが、「中小企業高度化資金貸借契約の条件変更について（通知）」によると、平成21年12月7日時点での残高は11億900万円もある。すなわち、5億5,839万円を返済していなければならない間に8,745万2,000円しか返済していない。本来であれば新潟県は協同組合新発田商業開発に対し、残元本に対する違約金の請求権を有しているはずである。

- (4) この点、新潟県は、毎年9月に償還条件の変更を行っているため、違約金は発生していないと主張しているが、償還条件を毎年履行できない協同組合新発田商業開発について地方自治法第240条第3項に基づき償還条件を変更することに合理性はない。泉田裕彦（新潟県知事）が、平成17年9月以降平成25年9月まで、毎年9月に償還条件を変更し、履行期限の延長を行ってきたのは違法であり債務不履行ないし不法行為に該当し、その結果、新潟県は違約金の請求ができなくなっている。
- (5) また、泉田裕彦（新潟県知事）は平成26年度中小企業高度化資金年間返済予定額を3,500万円に変更する契約の締結を行い、これにより、変更契約時点から完済まで年10.75パーセントの違約金が発生しなくなった。この償還条件の変更は上記(4)のとおり違法であり、泉田裕彦は本来であれば発生したはずの違約金分の損害賠償義務を負うが、その請求はされていない。

- (6) よって、新潟県が協同組合新発田商業開発との間で締結した中小企業高度化資金貸借契約について、平成26年度年間返済予定額を変更する契約を締結したときから貸金完済に至るまで、変更契約締結の時点での貸金残元本に対する年10.75パーセントの割合による損害賠償金の支払を泉田裕彦（新潟県知事）に対して請求するよう勧告することを求める。

3 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成27年4月16日をもってこれを受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成27年4月23日付けで請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与える旨を文書で通知したところ、同月24日付けで請求人から陳述は行わない旨の回答が文書でなされた。また、新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の実施

1 監査の対象

新潟県が協同組合新発田商業開発（以下「本件組合」という。）との間で締結した新潟県中小企業高度化資金貸借契約の変更契約（平成26年9月29日締結。以下「本件変更契約」という。）に関する損害賠償金について、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

産業政策課

第4 監査委員の交替

平成27年4月29日監査委員小島隆及び内山五郎の退任に伴い、同年5月18日新たに榎井辰雄、佐藤卓之が

選任されたので、監査委員事務引継を行った。

第5 監査の結果

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。その概要は次のとおりである。

1 事実関係の確認

(1) 本件変更契約の相手方について

本件組合は、地元の小売業者が組合員となって、中小企業等協同組合法に基づいて、平成8年10月24日に設立された法人であり、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の承認を受けて整備された商業集積「コモタウン」内において、ショッピングセンター「ピオ21」の運営を行っている。

(2) 新潟県中小企業高度化資金貸付について

ア 県は、本件組合に対し、県の中小企業高度化資金貸付制度により、ピオ21の建設に要する費用として、平成10年5月21日、無利子、償還期限20年、5年据置15年均等償還（平成15年9月30日は7,977万円、平成16年から平成29年まで毎年9月30日に7,976万3,000円ずつの分割払）、延滞違約金年利10.75パーセント、貸付対象建物及び組合所有地に第1順位の抵当権を設定、組合員個人を連帯保証人とすること等を貸付条件として、11億9,645万2,000円を貸し付け（以下「本件貸付け」といい、本件貸付けに基づく貸付金を以下「本件貸付金」という。）、同年7月1日公正証書を作成した。

県の中小企業高度化資金貸付制度とは、中小企業者が組合等を設立し、共同して経営基盤の強化を図るためにショッピングセンター等を建設する事業等の中小企業高度化資金（以下「高度化資金」という。）の対象となる事業を実施するに当たって、土地、建物等の施設の設置に必要な資金の貸付けなどを行うものである。

イ 本件組合は、県の高度化資金の貸付けを受けるため、平成9年11月25日、本件貸付けの貸付申請書を提出した。県は、中小企業事業団（現・独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。））に同月27日付けで本件組合に貸し付けるための資金の借入申請書を提出し、平成10年3月4日、中小企業事業団から県に対する8億760万5,000円の貸付決定（償還期限20年、償還方法5年据置15年均等償還、無利子）を受けた後、同月16日、本件組合に対して11億9,645万2,000円の本件貸付けを決定し、同年5月21日、上記アのとおり貸借契約を締結した。

(3) 本件契約の変更について

本件組合は、オープン直後からの業績不振が続いているため、本件貸付金の償還が始まった平成15年当初から、本件契約の約定どおりに当該年度の償還金額の償還ができない状況であった。そこで、本件組合は、県との間で、新潟県中小企業高度化資金等助成規則第14条に基づき、平成15年度から平成26年度までの間、毎年、当該年度の償還金額を減額して次年度以降の償還金額を加算する内容の変更契約を締結しており、平成22年度及び23年度には当該年度の償還金額を減額して次年度以降の償還金額を加算する内容に加え、最終償還期限を各1年延長する変更契約を締結している。

また、県が中小機構から借り入れている資金（以下「機構借入金」という。）に関しては、「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」の償還猶予の規定に基づき貸付条件変更に係る中小機構の承認がなされている。

(4) 本件変更契約について

本件組合は平成26年5月30日に、平成26年度の償還金額1億5,410万円を4,200万円に減額し、翌平成27年度から平成30年度までの償還金額を各1億7,670万円に、平成31年度の償還金額を1億8,520万円に変更する「中小企業高度化資金貸付条件変更申請書」を県に提出した。

県は、専門的見地での経営診断を行うため、公益財団法人にいがた産業創造機構とともに診断班を組み、本件組合の決算報告書などの資料に基づいて本件組合の経営内容や改善の見込みを診断し、担保価値を調査するなどした。

その結果、変更前の高度化資金約定償還額は多額で本件組合の財源確保は困難であり、本件組合の事業継続を図り業績回復を待つかで貸付金の回収を図る方が徴収上有利と判断し、県は本件組合との間で平成26年度の償還額を減額する本件変更契約を平成26年9月29日に締結した。また、機構借入金の貸付条件変更については、中小機構から承認されている。

2 監査対象機関の見解

法施行令第171条の6では、債権者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められる場合には、普通地方公共団体の長は、債権について、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる旨規定されており、

債権管理について一定の知事の裁量が認められているところ、本件条件変更は、専門的な経営診断の結果に基づき、知事の裁量が認められる範囲内で、適正な意思決定の手続を経て、中小機構の承諾の上で変更契約を行ったものである。

なお、違約金は、契約に基づく償還期限までに償還が行われなかつた場合に、その延滞日数に応じて徴収するものであるが、県と組合は償還期限の前に貸付条件を変更する契約を締結し、組合は変更契約内容に基づき償還期限までに支払を行っている。

したがって、県が知事に不法行為ないし債務不履行として損害賠償を請求する権利は発生していない。

3 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象機関の見解を踏まえ、本件請求に対し次のとおり判断する。

請求人は、本件貸付金について、償還条件を毎年履行できない協同組合新発田商業開発の償還条件を法第240条第3項に基づき変更することに合理性はなく、違法であり債務不履行ないし不法行為に該当し、その結果、違約金の請求ができなくなったため、知事には損害賠償義務が発生しているにもかかわらず、新潟県が当該損害賠償金請求権を行使していないことが法第242条第1項規定の「財産の管理を怠る事実」に該当すると主張しているものと解される。

請求人の主張する損害賠償義務の発生及びその請求を怠る事実の有無は、本件変更契約が適法になされているか否かに係るものである。

債権管理に関して、法第240条第3項においては、普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる旨規定され、また、法施行令第171条の6第1項においては、普通地方公共団体の長は、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるときなどの場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる旨規定されている。これらの規定の趣旨は、知事に貸付条件の変更等の債権管理について一定の裁量権を認めたものと解される。

これを本件についてみると、本件変更契約は新潟県中小企業高度化資金等助成規則第14条に基づいて行われたものであり、また、公益財団法人にいがた産業創造機構とともに行った専門的な見地からの経営診断に基づき、変更前の高度化資金約定償還額は多額で本件組合の財源確保は困難であり、本件組合の事業継続を図り業績回復を待つながで貸付金の回収を図る方が徴収上有利であるとの判断のもとに行われたものである。併せて、その変更に伴う機構借入金に係る中小機構の貸付条件変更承認もなされている。

これらのことから、本件変更契約を行つたことが法令で認められた知事の裁量権を逸脱し、又は濫用したものとはいはず、本件変更契約は適法なものと認められる。

よって、請求人の主張については、理由がないものと判断する。